

# 「南砺市自ら学ぶ住民自治研修事業」説明資料

## ◆目的

この補助事業では、自治振興会が住民自治の向上に向け実施する、小規模多機能自治の先進地への視察又は講師を招聘する研修に対して市が支援します。

自らの地域特性にあった先進地事例を学び、また会長のみならず地区役員や多くの構成員が事例を学び、組織づくりや行うべき事業を検討していただくことを目的とします。

## ◆補助対象経費

### ①先進地視察に係る経費

- ・マイクロバス等車両レンタル費用
- ・車両運転委託料（バス代、委託運転手の宿泊費等含む）
- ・車両燃料費      ・高速代金、視察先における駐車代金
- ・視察時会場使用料      ・視察資料代、視察説明料      ・保険料

### ②先進地講師招へい経費

- ・講師報償費      ・講師旅費      ・講師宿泊費
- ・講義時会場使用料      ・講義資料代

## ◆事業期間

申請年度内に研修を終了するものを対象とします。

## ◆支援内容

補助対象経費の80%（上限6万円）を補助します。

**\*残り20%の経費については、当補助金の他は自主財源によるものとし、地域づくり交付金を収入とすることはできません。**

**\*①について他地区と合同で先進地視察する場合、各地区ともに補助率は80%、上限額も同様に60,000円ずつとします。（例 2地区合同の場合、最高120,000円の補助）**

**\*②について他地区と合同で先進地講師を招聘する場合、全体でかかった補助対象経費の80%補助とし、上限額は60,000円とします。（例 2地区合同開催の場合でも、2地区合計で最高60,000円の補助）**

**\*①について、先進地視察研修時に立ち寄る観光目的の経費（駐車代金や施設観覧料、ガイド代金等）は補助対象経費に含みません。**



## ◆申請時の提出書類

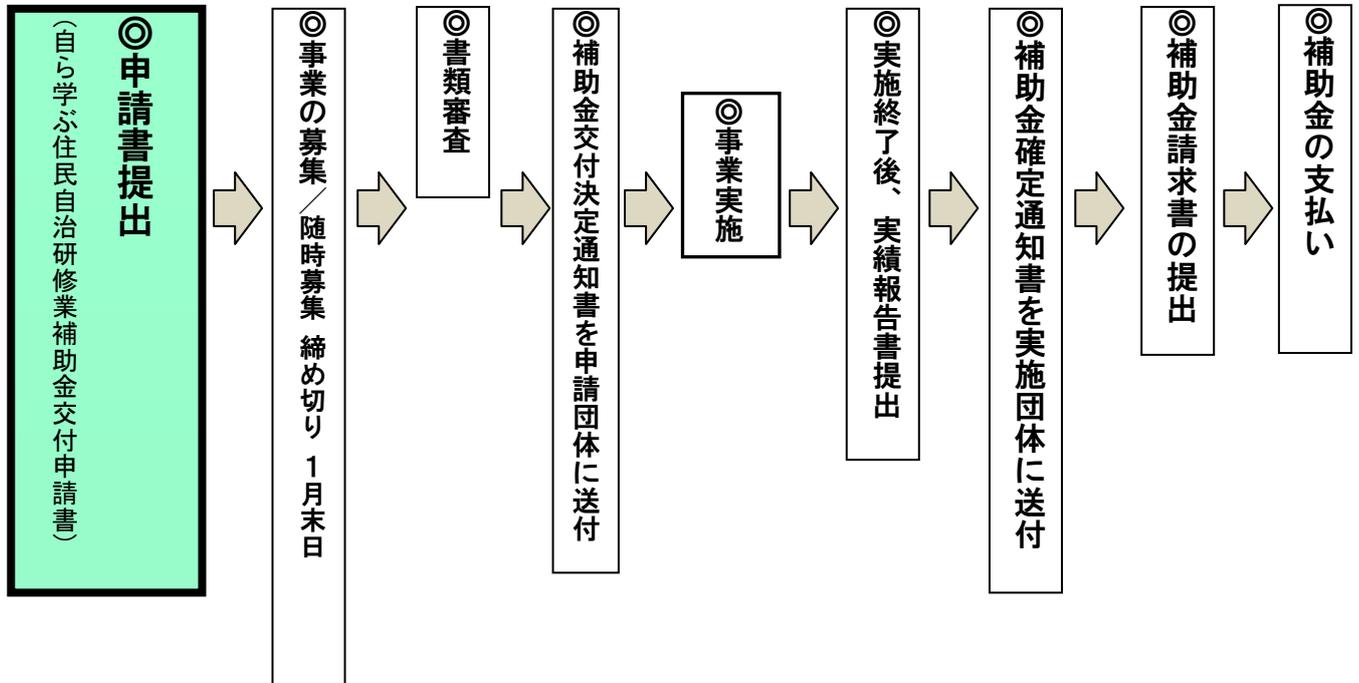
補助金交付申請書、実施計画書、収支予算書、自治振興会収支予算書、見積書  
視察先の資料等

## ◆募集期限

随時募集し、審査の上交付決定します。

ただし、単年度事業のため今年度の募集期限は、平成31年1月末日となります。

## ◆事業の流れ



## ◆応募方法・問合せ先

- 問合せ先：南砺でくらしません課 協働のまちづくり係 担当：影近、中島  
南砺市協働のまちづくり支援センター内（井波コミュニティプラザ「アスモ」2階）  
TEL：23-2037 FAX：82-0170◆午前10時～午後9時まで開／休館日は毎週火曜日と第4月曜日◆